

Club News 特別版！

～R8年度登録申請に向けた情報まとめ～

2025.07.30

7月17日(木)、総合型クラブ登録・認証制度R8年度登録に係るオンライン説明会が開催されました。R8年度以降、登録基準や登録申請書類に変更箇所が多くありますので、特別版として概要をまとめました。県スポーツ協会HP上にも最新情報をまとめておりますので、あわせてご確認ください。
また、10月頃には対面形式での登録申請ミーティングを開催する予定です。

▶R8年度登録申請スケジュールについて

	年月（予定）	やること
R7年度	8月25日(月) ～11月28日(金)	【クラブ▶県】 登録システム上で申請書類を提出
	12月～R8年1月	【県】 登録審査委員会の開催
	～R8年1月31日	【県・登録審査委員会】 審査結果の提出 登録システム上で申請書類を承認
	～R8年2月28日	【県▶全国協議会】 登録認定リストを作成、全国協議会へ提出
	～R8年3月31日	【全国協議会▶県】 登録システムに登録、登録完了の通知 【県⇄クラブ】 登録料（5,000円）の請求・納入
R8年度	R8年4月1日～	R8年度登録期間スタート（～R9年3月31日） 【全国協議会▶県▶クラブ】 「認定証」の発行・配布
	～R8年5月31日	【県▶全国協議会】 登録料納入

【登録システムについて】

登録システムマニュアル（PDF）をJSPPOホームページ上からダウンロードください。



<https://www.japan-sports.or.jp/local/tabid1337.html>

マニュアルを確認してもわからない場合や記載のない場合などは、クラブアドバイザーまでお気軽にご相談ください。

【youtube】

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度登録システム利用方法（クラブ関係者向け）

アカウントの作成方法から登録申請手続きまで、システムの使い方を動画で解説しています。



▶7月17日(木)R8年度登録に係る説明会(オンライン)について



説明会で使用された資料やR8年度版の新たな登録申請様式を、県スポーツ協会のホームページ上にアップしています。ぜひご確認ください。

オンライン説明会の配信アーカイブがyoutube上に公開されています。
<https://www.youtube.com/watch?v=0k9KXpMnkAg&feature=youtu.be>



現在調整中…

R7年度→R8年度で変更点が多いため、**10月頃にPC持ち寄りの対面形式で一緒に操作をしながら登録申請するミーティングを開催**しようと考えております。

「現在は登録していないけれど様子を見たい」「R8年度から登録をしたい」といったクラブも参加可能にする予定です。追って日程調整のご連絡をしますので、お知りおきください。

▶ R7年度→R8年度の変更点について

7月17日の説明会資料の要点を
ピックアップした一覧です！



<登録基準および登録申請書類 改定前後の対比表>

	旧（～R7年度）	新（R8年度～）
(1)①多項目(複数項目)のスポーツ活動を実施している	年間12回以上実施しているスポーツ活動が2項目以上あること。	変更なし。
(1)②多世代(複数世代)を対象としている	次の世代のうち、いずれか2区分以上の会員がいること。 A) 未就学児・B) 小学生・C) 中学生 D) 高校生(～18歳)・E) ～29歳・F) ～39歳 G) ～49歳・H) ～59歳・I) ～69歳 J) 70歳～	変更なし。 ※会員は「会費・参加費の支払い有無や活動状況に関わらず、クラブが規約等で会員として扱っている者」を指す。
(1)③適切なスポーツ指導者を配置している。	①定期的なスポーツ活動において、JSPOが公認スポーツ指導者を養成している種目については、当該公認資格を有する指導者が少なくとも1名は配置されている。 ②クラブマネジャーまたは事務局員の少なくとも1名はJSPO公認マネジメント資格を有している。 要確認① R12年度～MyJSPOナンバーの入力が必須になります。	JSPOが公認スポーツ指導者を養成している種目の定期的な 教室活動 ※の指導者のうち、少なくとも1名はJSPO公認スポーツ指導者資格を有している。 ※スポーツコーチングリーダーやスタートコーチも含む。 ※サークル活動は対象としない。 ※指導者のMyJSPOナンバーの入力が必要。 ↑R12年度まで（R11年度登録認定時）は移行措置として本基準が満たされないことを理由に登録を不可とすることはしない。(2)⑤も同様。
(1)④安全管理体制を整備している。	緊急連絡体制を整備している。 要確認② 緊急連絡体制について、資料の提出が必要になります。	①緊急連絡体制を整備している。 ※緊急事態発生時の連絡体制がわかる資料を提出する。（JSPO参考様式あり） ②クラブのスポーツ活動における安全管理を、JSPO公認スポーツ指導者資格を有する者（スポーツコーチングリーダーやスタートコーチも含む）が担っている。
(2)⑤クラブマネジャー等に専門的知識を有する者を配置している。	—	クラブマネジャー、事務局員および役員というクラブ運営に係わる者のうち少なくとも1名はJSPO公認マネジメント資格を有している。 ※JSPO公認マネジメント資格を有する者のMyJSPOナンバーの入力が必要。
(2)⑥地域住民が主体的に運営している。	①規約等、事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が、クラブの所在する市町村の住民である。（または当該市町村の住民と当該市町村の近隣市町村の住民を合算すると過半数） ②非営利組織である。	①規約等、事業計画・予算、事業報告・決算を議決する 最高 意思決定機関の議決権を有する者の過半数が、クラブの所在する市町村の住民、 在勤者または在学者 である。（または当該市町村ならびに当該市町村の近隣市町村の住民、 在勤者、在学者 を合算すると過半数） ※役員名簿の提出は不要とし「最高意思決定機関の議決権保有者の構成」を提出する。 ②非営利組織である。
(3)⑦規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営されている。	規約等の改廃に必要な議決について、当該規約等に定めている。	変更なし。
(3)⑧事業計画・予算、事業報告・決算が意思決定機関で議決されている。	事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録が提出されている。	変更なし。 ※議事録には出席者が明記されていなくてもよい。 ※議事録には ・日時および場所 ・議事録を有する者の総数および出席者数 ・審議事項 ・議事の経過の概要および議決の結果 ・議事録署名人の選任に関する事項 が記載されていることが望ましい。